



平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会社名 コネクシオ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 井上 裕雄  
 (コード番号 9422 東証第一部)  
 問合せ先 執行役員  
 経営企画部門長代行 神野 憲昭  
 (TEL. 03-5331-3702)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社について、支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品証券取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
伊藤忠商事株式会社	親会社	60.35	—	60.35	東京証券取引所 市場第一部

### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

#### ①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

伊藤忠商事株式会社を中心とする企業グループは、幅広い分野において、各種の商品売買、関連する取引先に対する種々の金融機能の提供、各種プロジェクトの企画・調整及び事業投資等の多角的な営業活動を行っております。

当社の創立時においては、同社が通信キャリアの一次代理店であり、当社は物流や店頭販促等の業務を同社から受託するという関係にありました。平成 14 年 4 月に会社分割により同社の一次代理店としての地位を当社が承継した結果、同社との取引関係は僅少となっております。当社は、同社より取締役（非常勤）を 1 名、監査役（非常勤）を 1 名招聘しており（平成 29 年 6 月 27 日現在）、携帯電話の販売やアクセサリ等の携帯周辺商材の販売、出向社員給与の支払等の取引がありますが、その金額は僅少であり社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。

当社は、同社の情報・金融カンパニー 情報・通信部門の中核会社として今後とも同社との関係は継続してまいります。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、前述の通り親会社から兼任役員が就任しておりますが、当社の取締役6名、監査役4名のうち親会社との兼任役員は2名にすぎず（平成29年6月27日現在）、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあり、事業上の制約はないものと考えております。

③親会社等からの一定の独立性確保の状況

当社は、親会社からの事業上の制約は無く、独自に事業活動を行っております。また、親会社兼任役員の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、十分な独立性が確保されていると認識しております。

（役員の内兼任状況）

（平成29年6月27日現在）

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	梶原 浩	親会社 伊藤忠商事株式会社 情報・金融カンパニー 情報・通信部門長代行	当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。同社の情報・通信部門長代行として当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有すること、また、他の会社の社外取締役としての経験を有することから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
監査役 (非常勤)	岩崎 達士	親会社 伊藤忠商事株式会社 情報・金融カンパニーCFO 補佐 (兼) 情報・金融事業・リスク管理室長	当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。同社の情報・金融カンパニーCFO 補佐として当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有すること、また、他の会社のCFOとして培われた財務および会計の知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。

（注）当社の取締役6名、監査役4名のうち、親会社との兼任役員は2名である。

（出向者の受入れ状況）

（平成29年6月27日現在）

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
営業部門	6名	親会社 伊藤忠商事株式会社	営業部門強化のため当社から依頼

（注）平成29年3月31日現在の当社の従業員数は4,974名である。

3. 支配株主等との取引に関する事項

親会社である伊藤忠商事株式会社とは、携帯電話の販売やアクセサリ等の携帯周辺商材の販売、出向社員給与の支払等の取引がありますが、いずれも極めて僅少であるため、「関連当事者との取引」として注記を行っておりません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社との取引にあたっては、その必要性があるもの限り、その条件が第三者との通常取引条件と著しく相違しない公正妥当な取引となるよう留意しております。

以上